

明石地区における兵庫県高等学校の通学区域改編に関する意見書

兵庫県教育委員会は、平成24年1月に「兵庫県高等学校全日制普通科（学年制）の新通学区域に係る基本方針」の中で、新しい通学区域として現在の16学区を5学区に再編し、平成27年度の入学者選抜から実施するとの方針を発表し、同12月には「その他校」を廃止し、それに代わるものとして「第2志望校」の志願変更の方法を拡大することを発表した。

明石地区においては、「その他校」が明石市内の中学生にとって「セーフティーネット」として機能していたが、今回の「その他校」廃止によって、公立高校進学を希望する生徒にとって「第2志望校」の選択が非常に難しくなり、遠隔地を選択するか、場合によっては公立高校進学を断念せざるを得ない状況が生まれることが、大変危惧される。

また、進路指導に関わる中学校現場の教職員にとっても、学区拡大による入試関係業務の増大とその範囲の拡大により、現状とは比較にならないほどの多大な業務を抱えることになり、関連出張等で日常の教育活動に大きな影響が出ることが予想される。

そこで、明石地区としては、市内の県立高校への閉門率等も含め、すべての希望する生徒に高校教育を保障し、中学校における受験競争の緩和をめざすため、また、それに伴う中学校現場の混乱を避けるために、兵庫県教育委員会に対し、県立高校通学区域改編にあたって、下記の点について格段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 新しい選抜制度については、セーフティーネットとしての機能を維持するため、「第2志望校」の志願変更は手続きを含め、簡素化をはかること。
- 2 募集定員については、早い時期に進学希望校を調査し、それらをもとに各高校の募集定員を弾力的に調整すること。特に、明石市内の高校については、現行の他学区からの進学希望者が相当数増加することが予想されるため、定員増をはかること。
- 3 進路指導の煩雑化とその指導にあたる中学校現場の多忙化を防止するため、専門担当人員の増員配置や出張旅費等の予算の増額に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月25日

兵庫県明石市議会